

軽自動車税納税証明書

(継 続 検 査 用)

納税義務者	
車両番号	
納税済年月日	
この証明書の有効期限	
備 考	

- (注) 1 継続検査(車検)において、自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提出してください。
- 2 滞納が天災その他やむを得ない理由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
- 3 賦課期日(4月1日)後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては、滞納が無い旨記載されます。
- 4 身体障害者等の利用に供するための車両等で、軽自動車税が減免されているものについては、備考欄にその旨記載されます。
- 5 納税済年月日に*が記載される場合がありますが、証明書は有効です。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

刈谷市長